

工事請負契約書第26条第1項～第4項(全体スライド条項)
運用マニュアル(暫定版)

令和6年1月

佐々町

はじめに

本資料は、工事請負契約書第 26 条第 1 項から第 4 項の全体スライド条項について、スライド額の算定方法や発注者及び受注者間における協議等についての運用の考え方を整理したものである。

本資料において、出来形数量の確認や残工事量の算出等において疑義が生じた場合は、必要に応じ内部協議、県への相談等を行い、円滑な執行に努められたい。

1. 適用対象工事

- | |
|---|
| (1) 工期が 12 ヶ月を超える工事であること。 |
| (2) 契約書第 26 条第 1 項の請求は、2. (3) に定める残工期が 2. (2) に定める基準日から 2 ヶ月以上あること。 |
| (3) 減額となる場合、物価変動後の発注者の積算を基に計算した請負代金額が、1,000 分の 30 以上変化していると予想されること。 |

・ 全体スライド、単品スライド及びインフレスライドの違い

項目		全体スライド (契約書第 26 条第 1 項から第 4 項)	単品スライド (契約書第 26 条第 5 項)	インフレスライド (契約書第 26 条第 6 項)
適用対象工事		工期が 12 ヶ月を超える工事但し、基準日以降、残工期が 2 ヶ月以上ある工事 (比較的大規模な長期工事)	130 万円以上の工事 (運用通達発出日時点で継続中の工事及び新規契約工事)	すべての工事但し、基準日以降、残工期が 2 ヶ月以上ある工事 (本運用発出日時点で継続中の工事及び新規契約工事)
請 負 額 の 変 更 方法	対 象	請負契約締結の日から 12 ヶ月経過した基準日以降の残工事量に対する資材、労務単価等	部分払いを行った出来形部分を除く全ての資材 (鋼材類、燃料油類等)	本通達に基づき、賃金水準の変更がなされた日以降の基準日以降の残工事量に対する資材、労務単価等
	受発注者の負担	残工事費の 1. 5 %	対象工事費の 1. 0 % (但し、全体スライド又はインフレスライドと併用の場合、全体スライド又はインフレスライド適用期間における負担はなし)	残工事費の 1. 0 % (29 条「天災不可抗力条項」に準拠し、建設業者の経営上最小限度必要な利益まで損なわないよう定められた「1 %」を採用。)

	再スライド	可能 (全体スライド又はインフレスライド適用後、12 ヶ月経過後に適用可能)	なし (部分払いを行った出来形部分を除いた工期内全ての資材を対象に、精算変更契約後にスライド額を算出するため、再スライドの必要がない)	可能
--	-------	---	--	----

2. 請求日及び基準日等について

請求日及び基準日等の定義は、以下のとおりとする。

- (1) 請求日：スライド変更の可能性があるため、発注者又は受注者が請負代金額の変更の協議（以下「スライド協議」という。）を請求した日とする。
- (2) 基準日：請求日とすることを基本とする。
また、請求があった日から起算して、14 日以内で発注者と受注者とが協議して定める日とすることも可とする。
- (3) 残工期：基準日以降の工事期間とする。

・ 請求日について

請求に際しては、残工事の工期が基準日（請求日とすることを基本とする。請求日から14 日以内の範囲で定めることも可とする。）から2 ヶ月以上必要であることに留意すること。

・ 基準日について

発注者と受注者とが協議して定める基準日は、請求日を基本とするが、これにより難しい場合は、請求日から14 日以内の範囲で定める。

これにより難しい場合とは、スライド協議請求後、基準日について発注者と受注者とが協議している際に、新たに賃金水準の変更がなされた場合等である。なお、この場合の基準日は、新たに賃金水準の変更がなされた日を基準日とする。

・ 残工期について

残工期については、基準日における契約工期の残工事期間を基本とするが、基準日までに変更契約を行っていない場合でも先行指示等により工期延期が明らかな場合には、その工期延期期間を考慮することができる。

3. スライド協議の請求

発注者又は受注者からのスライド協議の請求は、請負契約締結の日から12 ヶ月経過後に書面により行うこととする。

- ・スライド対象の確認

発注者は工期内で請負契約締結の日から12ヶ月を経過（または、前回スライド基準日以降12ヶ月）した段階で、スライド判定を行い、スライド協議の請求について判断することとする。スライド判定にあたっては、設計変更に伴う変更契約を行った上で、出来高を確認し、変動前と変動後残工事請負代金額により判定することを基本とする。

- ・スライド協議の請求について

発注者又は受注者からのスライド協議の請求は、書面（別紙様式1-1又は1-2）により行うこととする。

- ・スライド額協議開始日について

発注者は、受注者の意見を聴いてスライド額協議開始日を定め、請求日から7日以内に受注者に書面（別紙様式2-1）により通知する。

- ・実施フローについて

別紙1「工事請負契約書第26条第1～4項に伴う実施フロー」を参照すること。

4. 請負代金額の変更

(1) 賃金水準又は物価水準の変動による請負代金額の変更額（以下「スライド額」という。）は、当該工事に係る変動額のうち請負代金額から基準日における出来形部分に相応する請負代金額を控除した額の1000分の15に相当する金額を超える額とする。

(2) 増額スライド額については、次式により行う。

$$S_{\text{増}} = [P_2 - P_1 - (P_1 \times 15/1000)]$$

この式において、 $S_{\text{増}}$ 、 P_1 及び P_2 は、それぞれ次の額を表すものとする。

$S_{\text{増}}$ ：増額スライド額

P_1 ：請負代金額から基準日における出来形部分に相応する請負代金額を控除した額

P_2 ：変動後（基準日）の賃金又は物価を基礎として算出した P_1 に相当する額

（ $P = \Sigma (\alpha \times Z)$ 、 α ：単価合意比率又は請負比率、 Z ：町積算額）

(3) 減額スライド額については、次式により行う。

$$S_{\text{減}} = [P_2 - P_1 + (P_1 \times 15/1000)]$$

この式において、 $S_{\text{減}}$ 、 P_1 及び P_2 は、それぞれ次の額を表すものとする。

$S_{\text{減}}$ ：減額スライド額

P_1 ：請負代金額から基準日における出来形部分に相応する請負代金額を控除した額

P_2 ：変動後（基準日）の賃金又は物価を基礎として算出した P_1 に相当する額

（ $P = \Sigma (\alpha \times Z)$ 、 α ：単価合意比率又は請負比率、 Z ：町積算額）

(4) スライド額は、労務単価、材料単価、機械器具損料並びにこれらに伴う共通仮設費、現場管理費及び一般管理費等の変更について行われるものであり、歩掛の変更については考慮するものではない。

- ・ 基準日における特別調査又は見積価格採用単価について
再調査や再見積に多大な労力又は日数を必要とする場合には、当初積算時の類似単価の物価変動率により算定することができる。ただし、当該材料等の工事費全体に占める割合が大きい場合は、別途考慮する。
- ・ 複数回スライドを行う場合について
スライド請求を複数回行う場合におけるスライド額の算出も上記に基づき同様に実施するものとする。なお、その場合基準日における請負代金額には、それまでに実施したスライド額を含むものとする。

5. 出来高数量の確認

- (1) 基準日における残工事量を算定するために行う出来形数量の確認は、数量総括表に対応して出来高確認を行うものとする。
- (2) 現場搬入材料については、認定したものは出来形数量として取り扱うこと。また、下記の材料等についても出来形数量として取り扱うものとする。
 - ・ 工場製作品については、工場での確認又はミルシート等で在庫確保が証明できる材料は出来形数量として取り扱う。
 - ・ 基準日以前に配置済みの現地据付型の建設機械及び仮設材料等（架設用クレーン、仮設鋼材など）も出来形の対象とする。ただし、基準日以降の賃料等については、スライド対象とする。
 - ・ 契約書にて工事材料契約の完了が確認でき、近隣のストックヤード等で在庫確認が可能な材料は出来形数量として取り扱う。
- (3) 数量総括表で一式明示した仮設工についても出来形数量の対象とできる。
- (4) 出来形数量の計上方法については、発注者側に換算数量がない場合は、受注者側の当該工種に対する構成比率により出来形数量を算出してもよい。
- (5) 受注者の責めに帰すべき事由により遅延していると認められる工事量は、増額スライドの場合は、出来形部分に含めるものとし、減額スライドの場合は、出来形部分に含めないものとする。
- (6) 基準日までに変更契約を行っていないが先行指示されている設計量については、スライドの対象とすることができる。

- ・ 出来形数量等の確認方法について
基準日における工事の出来形数量の確認については、本マニュアル 記 5. に基づき実施することを基本とする。
- ・ 出来形数量等の確認時期について
発注者は、請求日から 14 日以内に出来高確認を行う。
残工事量の確認を様式 2-2 により行う。

6. 物価指数

発注者は、積算に使用する単価を用いた変動率を物価指数とすることを基本とする。なお、受注者の協議資料等に基づき双方で合意した場合は別途の物価指数を用いることができる。

- ・ 積算に使用する単価について

変動後の価格を算定する際に用いる材料単価等については、発注者が積算に使用している物価資料等の基準日における価格を基礎とする。

- ・ 基準日における特別調査又は見積価格採用単価について

再調査や再見積に多大な労力又は日数を必要とする場合には、当初積算時の類似単価の物価変動率により算定することができる。ただし、当該材料等の工事費全体に占める割合が大きい場合は、別途考慮する。

7. 変更契約の時期

スライド額に係る契約変更は、精算変更時点で行うことができる。

- ・ 精算変更時で行う場合

スライド額に係る契約変更を精算変更時点で行う場合は、スライド基準日における出来形数量を確認し、残工事量を受発注者間で確認すること。

8. インフレスライド及び単品スライド条項の併用

(1) 契約書第 26 条第 6 に規定するインフレスライド条項に基づく請負代金額の変更を実施した後であっても、インフレスライド適用後 12 ヶ月経過後に、本マニュアルによるスライドを請求することができる。

(2) 本運用に基づき請負代金額の変更を実施した後であっても、契約書第 26 条第 5 項に規定する単品スライド条項に基づく請負代金額の変更を請求することができる。

- ・ 契約書第 26 条第 1 項から第 4 項に規定する全体スライド条項は、材料価格を含む物価や賃金等の変動に伴う価格水準全般の変動について対応するものであることから、単品スライド条項の適用となっている材料を含めて、まず全体スライド条項によるスライド額を算出することが基本となる。その上で、全体スライド条項との重複を防止するため、全体スライド条項の対象とした数量については、変動前の単価を全体スライド条項の適用日の単価として単品スライド条項のスライド額を算出することとなる。

- ・ また、全体スライド条項と単品スライド条項とをそれぞれ単独で考えれば、前者においては残工事費の 1.5%、後者においては対象工事費の 1%、それぞれで受注者の負担が生じることとなる。両スライドのルールをそのままそれぞれ適用した場合には、受注者にリスクを重複して負担させることになり、結果的にリスク負担が過大なものとなる。

- ・ このような過大なリスク負担を回避するため、単品スライド条項のみが適用される期間

においては当該期間の工事費の1%を受注者の負担とするが、全体スライド条項と単品スライド条項が併用されている期間においては、全体スライド条項の適用により受注者が負担する残工事費の1.5%をもって既に単品スライド条項に係るリスク負担がなされているとの考え方に基づき、単品スライド条項に係る1%分の負担を求めないこととした。

- さらに、単品スライド条項に係る対象工事費は基本的には最終的な全体工事費であり、全体スライド条項と併用した場合の対象工事費は全体スライド条項に係るスライド額を含む変更後の総価となる。

【参考】契約書第 26 条（賃金又は物価の変動に基づく請負代金額の変動）

第 26 条（賃金又は物価の変動に基づく請負代金額の変動）

- 1 発注者又は受注者は、工期内で請負契約締結の日から 12 月を経過した後に日本国内における賃金水準又は物価水準の変動により請負代金額が不適当となったと認めたときは、相手方に対して請負代金額の変更を請求することができる。
- 2 発注者又は受注者は、前項の規定による請求があったときは、変動前残工事代金額（請負代金額から当該請求時の出来形部分に相応する請負代金額を控除した額をいう。以下同じ。）と変動後残工事代金額（変動後の賃金又は物価を基礎として算出した変動前残工事代金額に相応する額をいう。以下同じ。）との差額のうち変動前残工事代金額の 1000 分の 15 を超える額につき、請負代金額の変更に応じなければならない。
- 3 変動前残工事代金額及び変動後残工事代金額は、請求のあった日を基準とし、物価指数等【部は、総価契約単価合意方式適用工事においては、「単価合意書の記載事項及び物価指数等」と記載。】に基づき発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から○日以内に協議が整わない場合にあっては、発注者が定め、受注者に通知する。

[注] ○の部分には、原則として、「14」と記入する。

- 4 第 1 項の規定による請求は、この条の規定により請負代金額の変更を行った後再度行うことができる。この場合においては、同項中「請負契約締結の日」とあるのは、「直前のこの条に基づく請負代金額変更の基準とした日」とするものとする。

※以上全体スライド条項

- 5 特別な要因により工期内に主要な工事材料の日本国内における価格に著しい変動を生じ、請負代金額が不適当となったときは、発注者又は受注者は、前各項の規定によるほか、請負代金額の変更を請求することができる。

※単品スライド条項

- 6 予期することのできない特別の事情により、工期内に日本国内において急激なインフレーション又はデフレーションを生じ、請負代金額が著しく不適当となったときは、発注者又は受注者は、前各項の規定にかかわらず、請負代金額の変更を請求することができる。

※インフレスライド条項

- 7 前 2 項の場合において、請負代金額の変更額については、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から○日以内に協議が整わない場合にあっては、発注者が定め、受注者に通知する。

[注] ○の部分には、原則として、「14」と記入する。

- 8 第 3 項及び前項の協議開始の日については、発注者が受注者の意見を聴いて定め受注者に通知しなければならない。ただし、発注者が第 1 項、第 5 項又は第 6 項の請求を行った日又は受けた日から 7 日以内に協議開始の日を通知しない場合には、受注者は、協議開始の日を定め、発注者に通知することができる。

(別紙様式 1 - 1)

[受注者からの請求]

年 月 日

佐々町長 様

住 所
商号又は名称
代表者名

工事請負契約書第 26 条第 1 項に基づく請負代金額の変更について (請求)

年 月 日付けで契約締結した 工事については、賃金等
の変動により、工事請負契約書第 26 条第 1 項の規定に基づき請負代金額の変更を請求しま
す。

記

1. 請負代金額 ¥

2. 工 期 年 月 日から
年 月 日まで

3. 希望基準日 年 月 日

4. 変更請求概算額 ¥

5. 概算残工事請負代金額 ¥

概算残工事請負代金額とは、請負代金額から希望基準日における出来形部分に相応す
る請負代金額を控除した額

※今回の請求は、あくまで概算額であり、精査の結果、請求額が変更となっても問題は
ない。

(別紙様式 1 - 2)

[発注者からの請求]

年 月 日

受注者

様

佐々町長

工事請負契約書第 26 条第 1 項に基づく請負代金額の変更について (請求)

年 月 日付けで契約締結した 工事については、賃金等
の変動により、工事請負契約書第 26 条第 1 項の規定に基づき請負代金額の変更を請求しま
す。

記

1. 請負代金額 ¥

2. 工 期 年 月 日から
 年 月 日まで

3. 希望基準日 年 月 日

4. 変更請求概算額 ¥

5. 概算残工事請負代金額 ¥

概算残工事請負代金額とは、請負代金額から希望基準日における出来形部分に相応す
る請負代金額を控除した額

※今回の請求は、あくまで概算額であり、精査の結果、請求額が変更となっても問題は
ない。

(別紙様式 2-1)

年 月 日

受注者

様

佐々町長

工事請負契約書第 26 条第 8 項に基づく協議の開始の日について (通知)

年 月 日付け請求のあった標記について、工事請負契約書第 26 条第 8 項の規定に基づき、スライド額協議開始日を通知します。

記

1. 工事番号

2. 工事名

工事

3. スライド額協議開始日 年 月 日

(※スライド額協議開始日は、受注者の意見を聴いて、請求日から 7 日以内に設定する。)

(様式2-2)

残工事量確認書

- 1. 工事番号
- 2. 工事名
- 3. 工 期
- 4. 基準日
- 5. 残工事量

年 月 日から
年 月 日まで

上記のとおり確認する。

年 月 日

監督員等氏名

現場代理人氏名

(別紙様式 3 - 1)

年 月 日

受注者

様

佐々町長

工事請負契約書第 26 条第 2 項及び第 3 項に基づく請負代金額の変更について (協議)

年 月 日付け請求のあった工事請負契約書第 26 条第 2 項に基づく請負代金額の変更について、同条第 3 項の規定に基づき、下記のとおり協議します。

なお、異存がなければ、別添承諾書へ記名押印のうえ返送願います。

記

1. 工事名

工事

2. スライド変更金額 (増) ¥

うち、取引に係わる消費税及び地方消費税の額 ¥

基 準 日 年 月 日

(別 添)

承 諾 書

佐々町長 様

住 所
商号又は名称
代表者名

年 月 日付けで協議のありました下記工事の工事請負契約書第 26 条第 2 項及び第 3 項によるスライド協議変更額に異存ありませんので、承諾します。

記

1. 工事番号

2. 工事名

3. スライド変更金額 (増) 円

うち、取引に係わる消費税及び地方消費税の額 円

4. 基 準 日 年 月 日

(別紙様式 3 - 2)

年 月 日

受注者

様

佐々町長

工事請負契約書第 26 条第 2 項及び第 3 項に基づく請負代金額の変更について（協議）

年 月 日付け請求のあった工事請負契約書第 26 条第 2 項及び第 3 項に基づく請負代金額の変更について、同条第 3 項の規定に基づき、下記のとおり協議します。

記

1. 工事番号

2. 工事名

工事

3. スライド変更適否 スライドの適用が認められない

4. 理 由 スライド額が対象工事費の 1.5%を超えないため

ス ラ イ ド 調 書

工 事 名	
請 負 代 金 額	円（消費税抜き）
	円（消費税込み）
設 計 書 金 額	円（消費税抜き）
	円（消費税含む）
工 期	年 月 日から
	年 月 日まで
基 準 日	年 月 日
出 来 高 額	円（消費税抜き）
残工事額(P1)	円（消費税抜き）
変更残工事額(P2)	円（消費税抜き）

(参考)

※増額スライド用

工事に係る
賃金等の変動に基づく請負代金額計算書

請負代金額	出来高額	P1	P2

$$\begin{aligned} \text{スライド額 (S増)} &= (P 2 - P 1) - P 1 \times 15 / 1000 \\ &= (\quad - \quad) - \quad \times 15 / 1000 \\ &= \quad - \quad \\ &= \quad \end{aligned}$$

(但し、P 1 < P 2)

P 1 ： 請負代金額から出来形部分に相応する請負代金額を控除した額
P 2 ： 変動後（基準日）の賃金等を基礎として算出した P 1 に相当する額

スライド額
(税込み) = $\quad \times \text{消費税及び地方消費税率}$
= $\quad$

※減額スライド用

工事に係る

請負代金額	出来高額	P1	P2

$$\text{スライド額 (S減)} = (P2 - P1) + P1 \times 15/1000$$

$$= (\quad - \quad) + \quad \times 15 / 1000$$

$$= \quad +$$

$$=$$

(但し、 $P_1 > P_2$)

P 1 : 請負代金額から出来形部分に相応する請負代金額を控除した額

P 2 : 変動後（基準日）の貸金等を基礎として算出した P 1 に相当する額

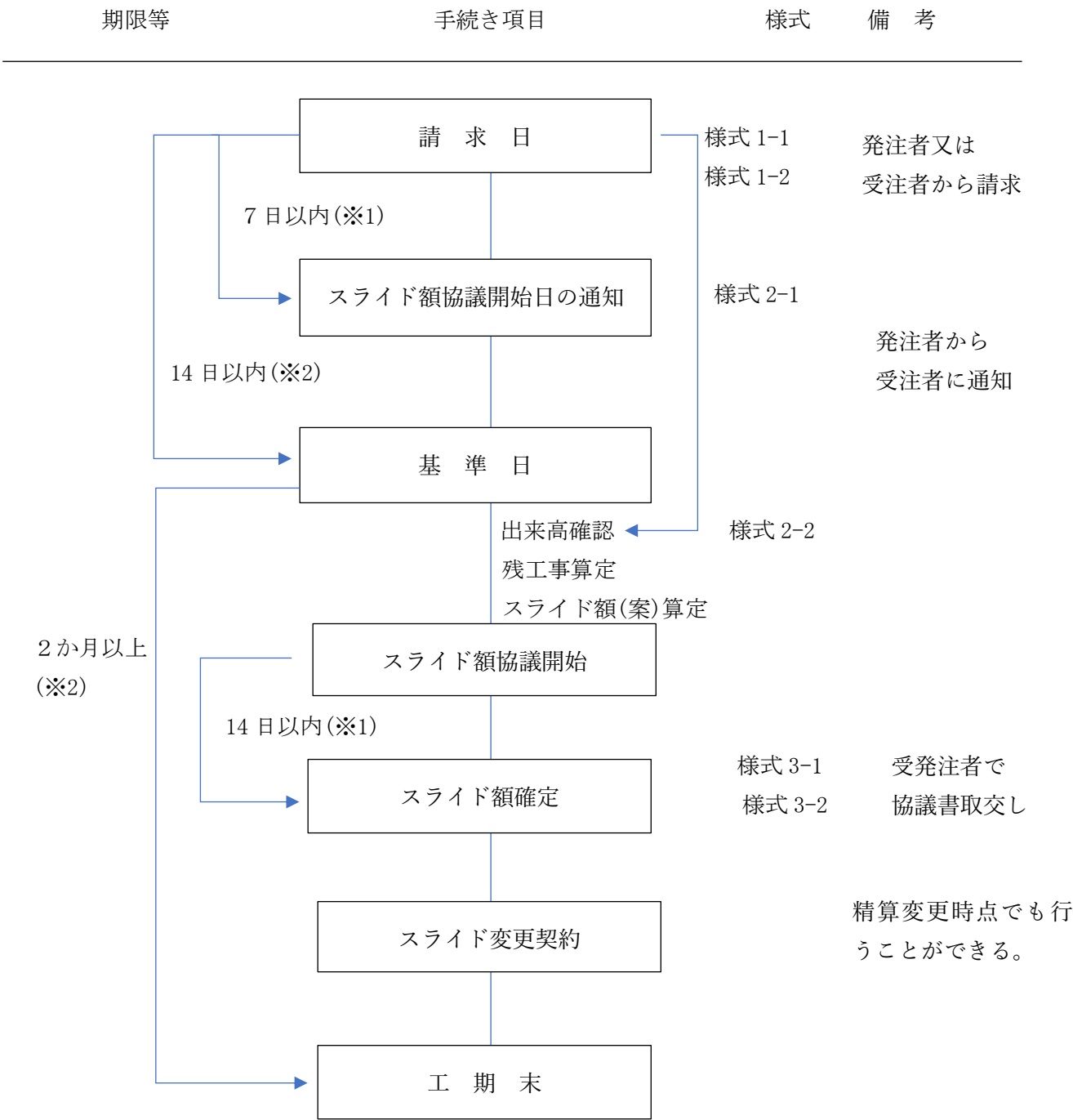
スライド額

$$(\text{税込み}) = \quad \times \text{消費税及び地方消費税率}$$

$$=$$

(別紙 1)

工事請負契約書第 26 条第 1 項～第 4 項に伴う実施フロー



※1 契約書で確認
※2 マニュアルにて規定